

報 告

相談援助実習における実習プログラムを巡る現状と課題 —実習指導者へのグループインタビューを中心とした検討—

荒木 剛* 山本 佳代子* 通山 久仁子*
木村 美穂子** 小田 寛子**

<要 旨>

本研究は相談援助実習における実習プログラムの現状を把握し、課題を整理することを目的として実施した。2012年度または2013年度に本学の相談援助実習を行った高齢者福祉施設の実習指導者5名を対象として、事前アンケート調査及びグループインタビューを実施し、得られたデータを質的に分析した。

その結果、実習プログラムを巡る課題として、(1)相談援助実習ガイドラインにある実習内容に取り組む難しさ、(2)ソーシャルワーク実践を指導することのジレンマ、(3)職員による指導のばらつき、(4)養成校による実習内容や指導方法の明示の必要性、が明らかとなった。

また、これらの課題解決に向けて、(1)さまざまな職種の業務を踏まえた実習プログラムの検討、(2)周辺業務のソーシャルワーク実践への関連づけ、(3)各部署への学びの視点の提示、(4)養成校と実習指導者の協働による実習プログラムの検討、を考察した。

キーワード：相談援助実習、実習プログラム、社会福祉士、実習指導者、グループインタビュー

I はじめに—本研究の背景と目的—

2009年度から実施された社会福祉士養成新カリキュラムでは、実習施設において取り組むべき教育内容8項目が規定された。これを受けて日本社会福祉士会からは、実習の展開を「職場実習」「職種実習」「ソーシャルワーク実習」の3段階に整理し、各段階の実習内容を示したモデルが提示されている¹⁾。また、日本社会福祉士養成校協会からは、実習で到達すべき具体的水準やそれを達成するための実習内容を示した「相談援助実習ガイドライン」(以下、実習ガイドラインと表記)が提示されている²⁾。

このように現在、各団体より新カリキュラムの教育内容を踏まえた実習プログラムのモデルが提示されているが、これらのモデルにはいくつかの課題が指摘されている。例えば、日本社会福祉士会のモデルは時間的制約がある中ですべての実習内容を学生が実践できる段階まで指導できないことや、学習主体者である

学生自身が実習内容を理解しにくいことなどが指摘されている(村井2011)。また、3段階の展開において「職種実習」と「ソーシャルワーク実習」の区別が曖昧であることも指摘されている(深谷2010)。一方、日本社会福祉士養成校協会の実習ガイドラインについても、養成校側が実習依頼時にその内容を提示し、実習指導者と十分に事前協議をすることが求められている。しかし、現実的に各養成校においてこうした手続きを担保することは難しい状況もある。

以上の現状からも新カリキュラムで規定された教育内容を各実習施設の実習プログラムとして具体化し活用するには、いまだ課題が多いと言える。しかし、新カリキュラムが目指す実践力の高い社会福祉士の養成という点ではこれらの課題解決は不可欠であり、養成校側としても積極的に取り組みを行っていく必要がある。そこで本研究では、実習施設における実習プログラムを巡る現状から課題を整理し、解決に向けた検討を行うことを目的とする。

* 西南女学院大学保健福祉学部福祉学科

** 高齢者複合施設ふれあいの里とばた

II 研究の概要

1. 研究対象および方法

2012年度または2013年度に本学の相談援助実習を実施した高齢者福祉施設の実習指導者5名を研究対象とした(表1)。

最初に、この5名に対して各施設における実習プログラムの内容を把握するための事前アンケート調査を実施した。調査内容は実習ガイドラインに示された実習内容(中項目:学生が経験する項目)について、(1)現在の取り組みの有無、(2)取り組んでいない場合は今後取り組む可能性、とした。

次に、事前アンケート調査の結果を踏まえ、グループインタビューを実施した。主なインタビュー内容は、①実習プログラムの作成方法、②実習ガイドラインに示された実習内容への取り組み、③実習プログラムに関する困難や悩み、とした。

なお、インタビューは研究者3名で行い、インタビューアー(1名)と筆記記録者(2名)を分担した。インタビュー時間は約90分間で、内容は同意を得てICレコーダーに録音した。

表1 対象者の概要

	性別	年齢	所属先の施設種別	実習指導歴
A	男	30代	介護老人福祉施設	約10年
B	女	20代	介護老人福祉施設	約4年
C	女	30代	介護老人福祉施設	約2年
D	男	40代	介護老人保健施設	約15年
E	女	30代	介護老人福祉施設	約6年

※実習指導歴は、旧カリキュラムも含む社会福祉士実習の指導経験年数。

2. データ分析の手続き

事前アンケート調査は表に整理し、各施設における実習プログラムの内容について概要を把握した。

グループインタビューは内容を逐語記録に起こした後、実習プログラムに関する課題に着目し、それらを抽出・整理した。分析の際は必要に応じて筆記記録の内容も参考にした。

3. 倫理的配慮

研究協力の依頼に際し、研究の趣旨や手続きについて文書及び口頭で説明を行い、(1)研究協力への同意は自由であること、(2)協力しない場合でも不利益は一切生じないこと、(3)同意書提出後も途中辞退は自由であ

ること、(4)回答内容の削除は自由であること、(5)調査で得られた内容の目的外利用は一切行わないことを伝えた。

なお、本研究は西南女学院大学倫理審査委員会の承認を得て実施した。

III 事前アンケート調査の結果

ここでは事前アンケート調査の結果について、その概要を述べる(表2)。

すべての施設で取り組まれていた内容は、「対象(利用者、職員、グループ、地域住民等)との基本的なコミュニケーション」(No.1)、「円滑な人間関係の形成方法」(No.2)、「利用者理解の方法」(No.3)、「利用者の統計的動向」(No.4)、「対象(利用者、職員、グループ、地域住民等)へのアセスメントとニーズ把握の方法」(No.5)、「個別支援計画等、様々な計画の策定方法(プランニングまでを主として)」(No.6)、「利用者との援助関係の形成の意味と方法」(No.7)、「利用者との関係」(No.8)、「モニタリングと評価方法」(No.10)、「実習機関・施設の他職種、他職員の役割と業務及びチームアプローチのあり方」(No.11)、「関連機関・施設の業務や連携状況」(No.13)であった。

一方、2ヶ所以上の施設で取り組まれていない内容は、「利用者や関係者(家族等)への権利擁護及びエンパワメント実践」(No.9)、「社会福祉士の倫理」(No.14)、「就業規則」(No.15)、「実習機関・施設の組織構造及び意思決定過程」(No.16)、「実習機関・施設の法的根拠、財政、運営方法」(No.17)、「実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造」(No.19)、「実習機関・施設のある地域の社会資源」(No.20)であった。特に、「実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造」(No.19)については、すべての施設で取り組みがみられなかった。

なお、現在取り組んでいない内容の中で「今後も取り組むことが困難」との回答はなかった。

表2 事前アンケート調査の結果

○：取り組んでいる △：取り組んでいない ×：今後も取り組むことが困難

厚生労働省規定の教育内容	No.	相談援助実習ガイドラインに示された実習内容 (中項目：学生が経験する項目)	A 施設	B 施設	C 施設	D 施設	E 施設
ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成	1	対象（利用者、職員、グループ、地域住民等）との基本的なコミュニケーション	○	○	○	○	○
	2	円滑な人間関係の形成方法	○	○	○	○	○
イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成	3	利用者理解の方法	○	○	○	○	○
	4	利用者の統計的動向	○	○	○	○	○
	5	対象（利用者、職員、グループ、地域住民等）へのアセスメントとニーズ把握の方法	○	○	○	○	○
	6	個別支援計画等、様々な計画の策定方法（プランニングまでを主として）	○	○	○	○	○
ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成	7	利用者との援助関係の形成の意味と方法	○	○	○	○	○
	8	利用者と家族の関係	○	○	○	○	○
エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価	9	利用者や関係者（家族等）への権利擁護及びエンパワメント実践	△	○	○	△	○
	10	モニタリングと評価方法	○	○	○	○	○
オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実践	11	実習機関・施設の他職種、他職員の役割と業務及びチームアプローチのあり方	○	○	○	○	○
	12	実習機関・施設の会議の運営方法	○	○	○	○	△
	13	関連機関・施設の業務や連携状況	○	○	○	○	○
カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解	14	社会福祉士の倫理	○	△	○	○	△
	15	就業規則	△	○	○	△	△
キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実践	16	実習機関・施設の組織構造及び意思決定過程	△	○	○	○	△
	17	実習機関・施設の法的根拠、財政、運営方法	△	○	△	○	△
	18	業務に必要な文書様式の記入内容・方法	○	○	○	○	△
ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解	19	実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造	△	△	△	△	△
	20	実習機関・施設のある地域の社会資源	△	○	○	△	○
	21	地域社会における実習機関・施設の役割と働きかけの方法	△	○	○	○	○

※「相談援助実習ガイドラインに示された実習内容」の表現については、一部変更している。

IV グループインタビューの結果

グループインタビューからは、実習プログラムを巡る以下の課題が明らかとなった。

なお、「 」は実習指導者のインタビューでの発言である。また、「 」内の（ ）は発言内容を理解しやすいよう筆者が加筆したものである。

1. 実習ガイドラインにある実習内容に取り組む難しさ

前述したように、実習ガイドラインは新カリキュラムで規定された教育内容に準拠したものであり、日本社会福祉士養成校協会はすべての実習施設において取り組むミニマム・スタンダードとして位置づけている。

しかし、インタビューでは施設運営や予算、地域の社会資源や歴史・人口構造に関する内容に関して「運営についてというところでは、ざっくりとしか私たちもそこまで運営の費用だったりとか予算だったりとかいうところに関わっていないので～中略～社会資源だったり、歴史や人口構造というところもですね」と語られ、実際に実習内容として取り組む難しさが示された。

また、個別支援計画の作成に関する内容についても「結局、我々の実情自体が今ケアマネと相談員は職種は違うんですけど、じゃあどういう位置づけかというときちっと割ることないんですね、業務として」と語られ、相談員とケアマネジャーの業務が重なる中で、相談員による個別支援計画とケアマネジャーによる施設サービス計画を区別して指導する難しさがみられた。さらに、権利擁護に関する内容に関して「(苦情について) かなりデリケートな内容とかもあつたりするので、やっぱり見せれるとき見せれないときとかもあつたりするし」といったプライバシーの問題に起因する困難がみられた。

これら実習ガイドラインにある実習内容に関する課題が示されたことに加えて、指導方法についても「一応いろいろ内容は検討していくんですけど、どうしても説明だけに終わってしまう部分が多くて」や「少なからず触れてるかなって思う項目もあるのですが、それを指導した、取り組んだって言えるのかな」のような悩みや不安が示された。

2. ソーシャルワーク実践を指導することのジレンマ

各施設において実習指導者は必ずしもソーシャルワーク実践に特化した業務を行っている訳ではなく、日常的にはソーシャルワーク実践以外のさまざまな業務に従事している。これについてインタビューでは「(相談員として) 教える側の我々の業務の神髓っていうか、本来やるべきところっていうところがぶれてるんじゃないかなっていうのは、我々働いている方でもありますね。現実的に」や「相談員って何でも屋になってしまうので～中略～何をしてるかっていうところが明確ではないところがあって」など、ソーシャルワ-

ーカーとして本来の業務や役割を十分に遂行できていない現実への疑問や迷いが語られた。

さらに、こうした現状の中でソーシャルワーカーを目指す学生を指導することに対して「実習生に対して本来こうしていくべきであるというところに近い実習をさせてあげたいというか、自分もしたいんですけど、なかなか」や「あんまりありのままを伝えすぎてこの業界に入りたくないなって思ってしまう実習になるのも、なんか申し訳ないなっていうので」といったジレンマがみられた。

3. 職員による指導のばらつき

高齢者福祉施設の実習では、実習期間中に学生が介護現場に入る機会も多く、そこでの指導は主に介護職員によって行われている。これに関して、「(介護) 現場を見てもらうんですけど～中略～職員によって指導にばらつきがあって、日によって内容は一応伝えておくんですけど、きちんと指導ができてないというところの問題を抱えています」のように、介護現場において統一した指導が困難な現状が語られた。

一方で、「(介護) 現場の職員さんには技術だとか何とかではないよっていうところ、その辺のところ職員の方にもレクチャーはしてます。そういうところではなくて、こういう視点で(介護) 現場の中に入っていくから、そういう説明をしてあげてほしいというところですね」のように、介護現場の職員に対してソーシャルワーク実習としての指導の視点を周知する取り組みもみられた。

4. 養成校による実習内容や指導方法の明示の必要性

実習指導者にとってどのような実習内容や方法を用いて学生を指導するかは、実習教育上の大きな課題の1つと言える。しかし、こうした実習内容や指導方法の検討は、実習指導者が単独で行う場合が多く、委員会を立ち上げるなど施設内で組織的に取り組んでいるところはいまだ少ない状況にある。

これに関連してインタビューでは「大学の方がどこまで教えてほしいと思われているのかっていうのが、そこは私も悩みますね」や「できればこういう形でこんな感じでして頂きたいっていう学校側からの要請だったりとか、～中略～こんな感じで教えてあげれば、自分たちが納得できればたぶん伝えることもできると思うんです」と語られ、実習内容や指導方法を養成校側から明確に示していく必要性が語られた。

V 考察

ここではグループインタビューで明らかになった課題について、解決に向けた考察を行う。

1. さまざまな職種の業務を踏まえた実習プログラムの検討

本研究では実習ガイドラインを枠組みとして、各施設における実習プログラムの内容を把握した。その結果、施設運営や予算に関する内容、地域の社会資源や歴史・人口構造に関する内容について取り組むことの難しさが明らかとなった。その理由として、前者については実習指導者がそれらの業務に従事していないことが挙げられた。また、後者については実習指導者の業務との関連が薄く（特に歴史や人口構造）、実習指導者自身も十分に把握できていないことが挙げられた。

もともと実習ガイドラインに示された実習内容は幅広く多岐にわたっており、実習指導者の業務以外や関連の薄い内容もみられる。したがって、実習ガイドラインには示されているものの、実際には指導されていない実習内容が存在している。しかし、実習ガイドラインに示された実習内容については、実習指導者以外の職種の業務として取り組まれているものも多い。例えば、今回取り組みが難しいとされた施設運営や予算に関する内容は、多くの施設で施設長や事務長といった管理責任者の業務として行われている。また、地域の社会資源や歴史・人口構造に関する内容については、在宅高齢者の支援に従事するケアマネジャー等の業務と関連がでてくる。

したがって、実習プログラムの内容を検討する際は、実習指導者の業務に限らずさまざまな職種の業務も視野に入れる必要がある。そして、それらの一つひとつをソーシャルワーク実践という観点から抽出・整理することで、幅広いソーシャルワーク実践を取り入れた実習プログラムの内容を具現化できると考える。

2. 周辺業務のソーシャルワーク実践への関連づけ

実習指導者は、自らがソーシャルワーカーとしての業務や役割を十分に遂行できていない中、ソーシャルワーク実践を指導することにジレンマを抱えていた。実際に高齢者福祉施設では、実習指導者が利用者の送迎、施設備品の補修・修繕、ケアワークといった周辺業務に従事する機会は多く、そのことがソーシャルワーカーとしての固有の業務や役割を曖昧にしている

現状がある。一方で、新カリキュラムではソーシャルワーク実践に焦点化した実習内容が求められていることから、実習指導者のジレンマはさらに大きくなっている³⁾。

こうしたジレンマを解決するためには、実習指導者の従事する周辺業務をソーシャルワーク実践にどう関連づけるかが重要になる。周辺業務の中にはソーシャルワーク実践に直接的には関わらないものの、ソーシャルワーク実践を円滑に遂行する上で重要な意味を持つものも多い。したがって、学生を指導する際には、これらをソーシャルワーク実践と区別するのではなく、ソーシャルワーク実践との関連においてその意義や必要性を示していくことが重要になると考える⁴⁾。

3. 各部署への学びの視点の提示

学生は実習期間中に施設内の各部署で実習を行うことがあり、ここでは介護職員、看護師、管理栄養士など実習指導者以外の職員から直接指導を受けることとなる。しかしこうした場合、その職員がソーシャルワーク実践を学ぶ学生に対して、具体的に何を学ばせたら良いのか分からず、例えば介護現場での実習では、単に利用者とのコミュニケーションの時間を与えたり、ケアワーク業務に従事させたりするケースがみられる。この場合、利用者との関係づくりや介護業務の理解という点では、学生にとって有益な実習となる。しかし、ソーシャルワーク実習という観点からは、学生がそれらの体験を通して利用者のニーズを的確に把握し、支援内容を具体化したり、職種間の連携のあり方を検討するといった学びを深めていく必要がある。

介護現場において学生がこうした学びを得るためには、実習指導者だけでなく学生を直接指導する職員が、そこでの実習を通して何を学ばせるのか十分に理解しておく必要がある。したがって、介護現場に限らず他の部署に学生を配置する際、実習指導者は学生を直接指導する職員に対して、ソーシャルワーク実習の観点からその現場で何を学ばせたいのか、視点を明確に示していく必要がある。

4. 養成校と実習指導者との協働による実習プログラムの検討

インタビューでは、養成校側が実習指導者に実習内容や指導方法を明確に示していく必要性が語られた。同時に、実習プログラムに対する実習指導者の抱える不安も表出された。上山崎（2012）は、実習プログラ

ムに関わる実習指導者の不安について、教育効果や学生のニーズに込えているかが不明瞭なことを挙げており、インタビューで示された不安もこうした背景が存在すると思われる。

本稿の冒頭でも述べたように、現在、実習プログラムについていくつかのモデルが示され、実習指導者講習会で使用されるテキストにも掲載されている。しかし、実際にこれらを各実習施設で活用していくには課題も多く、特に実習ガイドラインに関しては、その存在自体が実習指導者に十分理解されていない状況もみられた。

こうした現状にありながら実習プログラムの検討は、多くの養成校において実習指導者に一任されている。実習プログラムが実習教育の成果を大きく左右することからも、改めて養成校と実習指導者との協働による実習プログラムの検討が求められる⁶⁾。

VI おわりに—本研究の成果と課題—

本研究では実習指導者の視点から実習プログラムの現状を把握し、課題を整理した。本研究によって実習プログラムを巡るいくつかの課題と実習指導者が抱えるジレンマを明らかにすることができた。また、本研究を通じて実習指導者と共に実習プログラムを検討する場を得られたことは、今後、本学と実習施設とが連携を深める上で、大きな意義があったと考える。

一方、今回の研究は対象を高齢者福祉施設の実習プログラムとしており、その点では得られた成果も限定的である。特に本研究が焦点化した実習プログラムを巡る課題は、実習施設の種別によっても異なる状況があるため、これからさらに高齢者福祉施設以外の実習施設でも検討を行っていく必要がある。

最後に、実習施設で提供される実習プログラムが、新カリキュラムで規定された教育内容を十分に踏まえる必要性は言うまでもない。しかし、深谷(2010)も述べているように、実習を行う学生の福祉的体験や知識・技術の習得状況、問題意識などはさまざまである。また、実習指導者自身も実務経験から培った援助観や信念など、実習を通して学生に伝えたいものを持っている。今後、これらの要素を十分に反映した実習プログラムについてもさらに検討していきたい。

謝 辞

ご多忙中にもかかわらず、本研究にご協力頂きました実習指導者の皆様方に深く感謝申し上げます。

なお、本研究は西南女学院大学保健福祉学部附属保健福祉学研究所の助成によって実施した。

注

- 1) このモデルは日本社会福祉士会・実習指導者養成研究会(2000-2002年度社会福祉医療事業団助成(現・WAM助成))によって開発されたものである。日本社会福祉士会編(2008)『社会福祉士実習指導者テキスト』には実習先種別ごとの実習プログラム例が掲載されている。
- 2) 相談援助実習ガイドラインは、2008年に第1次案が作成された後、2013年には第2次案が示され現在に至っている。
- 3) 川上(2011)は、入所型生活施設において実習指導者の業務がケアワーク中心の場合にこうしたジレンマを感じることを述べている。また、実習指導者が社会福祉士(ソーシャルワーカー)を意識するほど、このジレンマが強くなるとしている。
- 4) 日本社会福祉士会が示した3段階の展開モデルでは、「職種実習」においてソーシャルワーク実践と周辺業務の関連性・非関連性を学ぶとしている。
- 5) 本学の場合は、特に前期実習において介護現場に入る機会が多く、その際に介護職員から直接指導を受けている。
- 6) 中村(2011)は、実習プログラムの検討に関して大学側が枠組みを設定し、これに実習指導者が自らの業務を落とし込むといった役割分担を示している。

参考文献

- 村井美紀(2011)「社会福祉士実習における『実習プログラム』作成の課題」『東京国際大学論叢』17, 91-98.
- 深谷美枝(2010)「実習プログラムに関する一私論」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』133, 133-158.
- 川上賢蔵(2011)「相談援助実習における実習内容に関する一考察—入所型生活施設における実習指導者の職種からみた業務内容との関係性について—」『熊本学園大学社会関係研究』17(1), 109-130.
- 上山崎悦代(2012)「医療機関におけるソーシャルワーク実習教育に関する一考察—実習指導者へのインタビューを

- 通して—』『日本福祉大学社会福祉論叢』126, 181-194.
- 中村剛 (2011) 「ソーシャルワーク実習プログラム試論」『関西大学社会福祉学部研究紀要』15 (1), 37-47.
- 松岡佐智・田中将太・袖井智子 (2013) 「社会福祉士養成における相談援助実習の実態と課題 (1)」『福岡県立大学人間社会学部紀要』22 (2), 35-54.
- 川上富雄 (2012) 「社会福祉士制度改正後の相談援助実習の課題と展望」『駒澤大学文学部研究紀要』70, 137-167.
- 大友芳恵・今西良輔・高松慎矢 (2008) 「レジデンシャルソーシャルワーク実習における実習プログラムの意義と実習教育の課題—高齢者福祉施設における社会福祉援助技術現場実習を通して—」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』4 (1), 85-90.
- 社団法人日本社会福祉士会編 (2008) 『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規出版.
- 社団法人日本社会福祉士養成校協会編 (2009) 『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』中央法規出版.
- 長谷川国俊・上野谷加代子・白澤政和・中谷陽明編 (2014) 『社会福祉士相談援助実習 第2版』中央法規出版.

Issues of Practical Training Programs for Social Work Through Group-Interviews with Practical Training Instructors

Takeshi Araki*, Kayoko Yamamoto*, Kuniko Tsuzan*,
Mihoko Kimura**, Hiroko Oda**

<Abstract>

The purpose of this study is to clarify the issues of practical training programs for social work. We conducted a group interview with five instructors in a nursing home which had accepted our students for practical training for social work in 2012 or 2013. Also pre-investigation by questionnaire was carried out before the interview.

Four issues were abstracted from the data by qualitative analysis: (1) difficulties in introducing a guiding principle of “guidelines in social worker training”, (2) dilemmas in teaching social work practice, (3) different instructions to students were given, depending on each staff member, and (4) insufficient contents for training programs from university teachers.

In order to solve these issues, we proposed: (1) examination of training programs including other professional’s works, (2) linking social work practice with other practices, (3) showing guiding principles to staff in other sections, and (4) a requirement for cooperation with instructors and university teachers in making the training programs.

Keywords: practical training for social work, programs of practical training, certified social worker, instructor, group-interview

* Department of Welfare, Faculty of Health and Welfare, Seinan Jo Gakuin University

** Nursing Home Fureainosato Tobata